（一）　次の1から3までの全てに該当するもの
1　購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるもの
2　当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないもの
3　当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店による技術支援の必要がないもの
（二）　（一）に該当する貨物のために設計された部分品であって、次の1から3までの全てに該当するもの
1　情報システムのセキュリティ管理が当該部分品の主たる機能ではないもの
2　（一）に該当する貨物の有する暗号機能を変更できず、かつ、当該貨物に新しい暗号機能を追加できないもの
3　当該部分品の機能が固定されており、特定の使用者のために設計又は改造されていないもの
レ　電子計算機又はその部分品以外のものであって、次の（一）及び（二）に該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。）（次号、第十号及び第十二号において「副次的暗号装置」という。）
（一）　当該貨物の有する主たる機能が次のいずれにも該当しないもの
1　情報システムのセキュリティ管理
2　情報の送信、受信又は記録及び保存（娯楽施設又は装置の有する機能）であるもの、商業放送、デジタル著作権管理又は医療用の記録管理のために行われるものを除く。）
3　有線若しくは無線回線網による電気通信回線の構築、管理又は運用
（二）　当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているもの
ソ　ルーター、スイッチ又はリレーであって、情報システムのセキュリティ管理機能が装置の操作、管理又は保守に関する機能に限定されており、かつ、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの
ツ　汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバーであって、情報システムのセキュリティ管理機能が次の（一）及び（二）に該当するもの
（一）　公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの
（二）　次のいずれかに該当するもの
1　タに該当する中央演算処理装置において実現されているもの
2　オペレーティングシステム（第二十一条第一項第七号、第八号の二から第十号まで、第十五号又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。）において実現されているもの
3　装置の操作、管理又は保守に限定されているもの
九の二　装置又は部分品であって、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムが前号イに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの（市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。）

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］